

海老名市教育委員会

(令和3年 10月 定例会議事日程)

日時 令和3年10月29日(金)

午後3時30分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 20 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 21 号 海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について

日程第 3 議案第 39 号 令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について



海老名市教育委員会

令和3年度 10月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- 9月27日（月） 教育委員会9月定例会
初任者授業参観（有馬小学校）
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
台風16号情報連絡会
- 28日（火） 修学旅行実施検討会
- 29日（水） 初任者授業参観（東柏ヶ谷小学校）
海野教育委員退職辞令交付式
最高経営会議
台風16号情報連絡会
新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議
週部会
- 30日（木） 市議会第3回定例会本会議（閉会）
教育委員会辞令交付式
台風16号部内対応打合せ
- 10月 1日（金） 台風16号対応（通学路安全巡視等）
教育委員会辞令交付式
海老名青年会議所面会
- 2日（土） 海老名市中学校総合文化祭ステージ部門（第1日目）
- 3日（日） 海老名市中学校総合文化祭ステージ部門（第2日目）
運動会（杉久保小学校）
- 4日（月） 武井教育委員任命辞令交付式
令和4年度予算編成会議
部活動推進協議会





- 5 日 (火) 10 月校長会議
修学旅行実施検討会
市制施行 50 周年記念式典生徒参加依頼中学校訪問
- 6 日 (水) 初任者授業参観 (今泉中・大谷小)
市制施行 50 周年記念式典生徒参加依頼中学校訪問
週部会
- 7 日 (木) えびなっ子しあわせプラン推進委員会
県央管内教育長会議
- 8 日 (金) 地震被害状況確認
全国学力・学習状況調査基礎資料報告会
市制施行 50 周年記念式典生徒参加依頼中学校訪問
- 9 日 (土) 運動会 (有鹿小学校・有馬小学校・中新田小学校
門沢橋小学校・社家小学校)
海老名市学童保育連絡協議会・教育長と語る会
- 10 日 (日) MOA 美術館海老名市児童絵画作品展表彰式
- 11 日 (月) 学校応援団連絡会
不登校支援団体面会
総合教育会議打合せ
- 12 日 (火) 教育委員会 10 月臨時会
修学旅行実施検討会
令和 4 年度予算第一次経費部内ヒアリング
- 13 日 (水) 市教委・学校長との連絡会
教育支援委員会
県立中等教育学校派遣教員面談
令和 4 年度予算第一次経費部内ヒアリング
相模国分寺史跡 VR 体験事業打合せ
週部会
- 14 日 (木) 10 月教頭会議
運動会 (杉本小学校)
令和 4 年度予算第一次経費部内ヒアリング
- 18 日 (月) 運動会 (海老名小学校・大谷小学校)
修学旅行実施検討会
いじめ問題対策連絡協議会
令和 4 年度予算第一次経費部内ヒアリング

- 19日（火） 海老名中学校吹奏楽部全国大会出場応援金贈呈式
令和4年度予算第二次経費部内ヒアリング
12月補正予算部内ヒアリング
- 20日（水） 体育祭（有馬中学校・海西中学校・柏ヶ谷中学校
大谷中学校・今泉中学校）
塩野義製薬㈱面会
特殊詐欺抑止防犯標語優秀作品表彰式
県派遣教員面談
週部会
- 21日（木） 教職員人事検討会
調べる学習コンクール最終審査
就学時健康診断視察
令和4年度予算第二次経費部内ヒアリング
県市町村教育委員会連合会研修会（オンライン）
- 22日（金） 愛知県豊田市・東海市訪問
- 23日（土） 全国中学校吹奏楽コンクール（海老名中学校出場）
市民文化祭郷土芸能部門（部長対応）
- 25日（月） 令和4年度予算第二次経費部内ヒアリング
12月補正予算部内ヒアリング
- 26日（火） 学習支援事業打合せ
海老名中学校全国大会報告訪問
最高経営会議
授業改善実践推進委員会
令和4年度予算第二次・第三次経費部内ヒアリング
- 27日（水） 不登校支援団体面談
令和4年度予算第二次・第三次経費部内ヒアリング
週部会
- 28日（木） 市長定例記者会見
修学旅行実施検討会
中新田小学校いじめ事案に係る面談
- 29日（金） 教育委員会10月定例会
小学校連合運動会（中止）



▲市民文化祭郷土芸能部門（大谷歌舞伎）



2 市制施行50周年について

11月1日が海老名市市制施行50周年記念日となり、記念式典が行われ、小中学校は休業日となります。

市制施行50周年です。

平井委員、濱田委員、武井委員は、海老名で生まれ育ち、海老名で生活し、仕事をしています。

ふり返って、どんなことを思うのでしょうか。

酒井委員と私は、縁あって海老名の地に来ました。酒井委員は、海老名をどのように感じているのでしょうか。

私は、海老名の学校で仕事をはじめさせていただいて、40年以上が経ちます。途中、子どもが小学校にあがる折に、住まいは綾瀬に移りましたが、生きているほとんどの時間を海老名で過ごしています。

私は、故郷、南三陸町志津川への思いは未だ深いですが、海老名で教員になってよかったと思っています。

海老名で、たくさんの子どもたち、保護者の方々、市民の方々に出会えたことを、本当に、ありがたく思っています。

さて、私は、昨年のうちから、市制施行50周年の記念日である11月1日は、学校を休業日にしたいと考え、その準備を進めてきました。

それは、子どもたちの中に「ふるさと」を思う気持ちを育む機会とし、次への歩みをはじめてほしいという考えでした。

今からつながる未来は、子どもたちのものです。主人公となる子どもたちに、これからの海老名を想い・考えてほしいという思いでした。

1日の記念式典では、市内の中学生が運営の主役となります。

関東大会に出場した今泉中学校合唱部の子どもたちがオープニングでその歌声を披露します。司会と、これからの海老名について子どもたちがメッセージを披露します。そして、式典の結びに、全国大会金賞受賞の海老名中学校吹奏楽部がその演奏を披露します。

多くの受賞者に喜んでいただくとともに、次の海老名を担う子どもたちの姿に、輝かしい未来を感じてほしいと思うところです。

また、海老名市の50歳の誕生日を祝い、子どもたちに秋の一日を楽しんでもらうために、これまでもみなさんにお伝えしてきましたが、教育委員会・教育部として、「えびなっ子パッケージ」を企画し、次のような事業を行います。(課題研究会の折に、子どもたちに配布する「海老名市のあゆみ」とともに配付させていただきました。)

「えびなっ子パッケージ」

- ロマンスカーミュージアにご招待
- 映画館にご招待
- ありまdeウォーク
- 温故館で海老名をもっと知ろう
- おはなし会 and つくってあそぼう
- 市内スポーツ施設の小中学生無料開放
- 図書館イベント（中央図書館・有馬図書館）



このことにより、子どもたちの思い出となるように、式典と合わせて、教育委員会・教育部職員一丸となって対応することとなります。

私としては、ロマンスカーミュージアム・映画館のチケット交換があること、前日に衆議院議員選挙もあることから、休日返上での対応が続くことにより、職員の負担を懸念するところですが、力を合わせて、ここを乗り越えて、職員ひとりひとりの達成感につながることを期待するところです。

委員のみなさんは、次の歩み、これからの海老名にどんなことを、何を望むのでしょうか。

市制施行50周年、ひとつの節目として、まずは、これまでを懐かしくふり返し、そして、これからの海老名について、これからの海老名市の教育について、あれこれと想い・考える機会になればと思うところです。

海老名市市制施行50周年、子どもたちとともにお祝いしましょう！



以上です。

■ 令和３年第３回定例会（９月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）

（７名から９項目）

１ 志野 誠也議員

【今後の学校経営について】

- 感染拡大状況に鑑み、地域の感染レベルを「レベル３」相当と判断し、感染防止対策を講じた上で、① 感染症対策強化 ② 健康観察の強化徹底 ③ 感染者が出た場合には学級閉鎖や休校 を基本方針として２学期の学校教育活動を始業。
- 子どもたちが毎日登校し、友だちとともに学校生活を送り、学習活動を行う「日常的な学びの場」を確実に保障したい。
- 感染不安により登校を控える場合には、「出席停止」として扱っている。
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、自宅で取り組める適切な学習課題を提示。
- ＩＣＴを活用したオンライン学習については、現在早急に取り組んでいるところ。
- 多様な学びを実現するためにＩＣＴ活用を積極的に推進していきたい。

《再質問》

- ・ 教職員のワクチン接種状況
- ・ 学校行事実施可否の判断について
- ・ 分散登校の考え方
- ・ ICT を活用した学びの保障 など

2 三宅 紀昭議員

【海老名市の新型コロナウイルス対応について】

《小中学校の休校に備えた遠隔授業の対応状況》

- タブレット端末は、6月末までにGIGAスクール構想による配備が完了。
- これまで学校内でリモート接続をしたり、家庭へ持ち帰り接続の確認をしたりするなど、各学校で計画的に取り組んできた。
- ICTを活用したオンライン学習については、現在早急に取り組んでいるところ。

3 佐々木 弘議員

【新型コロナウイルス感染症及びその影響への諸対応について】

- （以下、志野議員への答弁と同内容）感染拡大状況に鑑み、地域の感染レベルを「レベル3」相当と判断し、感染防止対策を講じた上で、① 感染症対策強化 ② 健康観察の強化徹底 ③ 感染者が出た場合には学級閉鎖や休校 を基本方針として2学期の学校教育活動を始業。
- 子どもたちが毎日登校し、友だちとともに学校生活を送り、学習活動を行う「日常的な学びの場」を確実に保障したい。
- 感染不安により登校を控える場合には、「出席停止」として扱っている。
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、自宅で取り組める適切な学習課題を提示。
- ICTを活用したオンライン学習については、現在早急に取り組んでいるところ。

《再質問》

- ・ ワクチン接種を希望しなかった教職員への対応
- ・ マスク（不織布）の扱い
- ・ 分散登校の考え方
- ・ 少人数学級の実施状況 など

【ジェンダー平等及びLGBTQ+等の課題について】

- ジェンダー平等およびLGBTQ+につきましては、重要な人権課題として認識。
- 平成30年度から中学校2年生全生徒を対象に外部講師による「みんなで学ぼう～性の多様性～」の講演会を実施しており、今後も継続して取り組む。
- また、人権担当者会議や市内教職員を対象にした人権教育研修会において性の多様性についての話題を取り上げている。
- 文部科学省の通知やパンフレット等も参考として学校に送付し、教職員への周知を図っている。
- LGBTQ+に限らず、お互いの多様性を認め合い、自分らしく生きていくことができるよう、教員の研修も含め、継続して取り組む。

《再質問》

- ・ 小学校における取り組み など

4 永井 浩介議員

【新型コロナウイルス感染症対策について（再質問のみ）】

《子どものマスク着用に対する考え方は？》

- 学校教育活動では「海老名市立小中学校『学校の新しい生活様式』ガイドライン」に基づき、原則、マスク着用としている。
- しかしながら、体育の授業や熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合などには、必ずしも着用する必要がないと指導している。
- また、身体的、心理的理由により、マスクの着用が困難な場合においても、マスクを着用する必要がないことを認めている。
- 新型コロナウイルス感染症対策は、日々状況が変化していることから、今後、新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行う。

《学校施設開放の考え方は？》

- 校庭や屋内運動場などの学校施設は子どもたちのために教育活動を行う場所であり、学校教育活動に支障のない範囲で一般開放している。
- 現在は、変異株による新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、不特定多数の人が学校施設に立ち入ることにより、教育活動に支障が生じないよう、学校施設の開放は中止している。
- 学校施設の開放については、今後の感染状況等に応じ、適宜対応する。

5 日吉 弘子議員

【安全・安心のまちづくりについて（再質問のみ）】

《児童の頭部を守る折り畳み式ヘルメットの有効性について》

- 折り畳みヘルメットについては、実物を取り寄せ、実際に小学生に被ってもらい、被りやすさや扱いやすさなどを検証した。
- 防災頭巾と比べると視界が広い、下を向いて歩いてもずれないなどのメリットがある一方、装着に少し時間が掛かるといったデメリットもあった。
- 防災頭巾には、地震などの発生時に頭部を保護する働きがあるほか、火災時には熱から頭部を守る働きもありますが、学校内では、火災よりも地震の方が、より危険性が高いと考えている。
- 防災頭巾・ヘルメットには、それぞれメリット・デメリットがあることから、本市の周辺環境や地域特性などを勘案し、引き続き検証を進める。

6 相原 志穂議員

【誰もが安心して学べる教育支援について】

《学びの保障について》

- 現在、感染防止対策を講じた上で、二学期の学校教育活動を実施。
- 子どもたちが毎日登校し、友だちとともに学校生活を送り、学習活動を行う「日常的な学びの場」を確実に保障したい。
- 感染拡大の不安により登校を控える場合には、「出席停止」
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、自宅で取り組める適切な学習課題を提示。

《子どもや先生の心に寄り添うための施策について》

- 2学期の始業前に、全教職員へ児童生徒の心のケアについての強化を図る通知を出した。
- 児童生徒向けに、いじめ防止のチラシを配付し、子ども相談ダイヤルの周知も行った。
- 小中学校に派遣しているスクールカウンセラーが、児童生徒の観察や面談を行い、教職員とともに児童生徒の心のケアに努めている。
- 学校教職員については、臨床心理士による「心の相談事業」や全教職員に対してストレスチェックを実施。

《教職員の働き方改革・長時間労働について》

- 令和２年３月に「海老名市立学校教員の働き方改革推進プラン」を策定し、これに基づき取り組んでいる。
- 令和２年度の主な取り組みは、
 - ① 勤怠管理システム導入による勤務時間管理
 - ② 教職員のメンタルヘルス相談
 - ③ 夏季休業期間における２週間の閉校期間の設定 など
- 令和３年度も、
 - ① 保護者への新たな情報発信システム（CHROMO）の導入
 - ② 学校キャッシュレス化の促進
 - ③ 学校修繕員によるキメ細かな補修対応 など
- 今後も改善を図り、働き方改革を進める。

【防災頭巾の安全性について】

- 日吉議員への答弁参照

7 久保田 英賢議員

【多様な市民活動の推進について（再質問のみ）】

《学校応援団について》

- 学校応援団は、学校を拠点として「学校・家庭・地域」が相互に協力しながら地域の子どもたちと学校を支援するため、平成 27 年度に組織された。
- 小学校全校に設置され、運営委員長を始め、学校長、学校職員、地域コーディネーター、あそびっ子クラブパートナー、図書室指導員、PTA役員、地域の方々により運営されている。
- えびなっ子スクールの実施、あそびっ子クラブの実施、新入生のサポートなど、学校の求めに応じた支援を行っている。
- えびなっ子スクールでは、地域の方だけでなく、社会教育団体や企業などに講師をお願いし、毎年、様々なプログラムを提供し、子どもたちに学校ではできない体験ができるよう、工夫して実施されている。

《子どもたちの支援に特化した補助金創設の考え方について》

- 学校だけでは、子どもたちを支えるには限界があるため、学校を支援する方たちへの補助制度は必要と考えている。

報告第20号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月29日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和3年10月1日付で人事異動を発令したため

人 事 異 動 内 訳

令和3年10月1日付け（昇格・転入・新規採用）

区 分	人 数	小 計	合 計
主査級	2 人	6 人	6 人
主事級	1 人		
任期付職員	2 人		
再任用職員	1 人		

令和3年10月1日付け（転出）

区 分	人 数	小 計	合 計
主事級	1 人	2 人	2 人
主事補級	1 人		

令和3年10月1日付（昇格・転入等）

氏名	新所属	旧所属	備考
【主査級】			
くどう まゆこ 工藤 麻由子	教育総務課主査（併）危機管理課主査	教育総務課主任主事（併）危機管理課主任主事	昇格
よしの あかね 吉野 茜	教育総務課主査	教育総務課主任主事	昇格
【主事級】			
おかだ たくみ 岡田 拓海	就学支援課主事（併）健康推進課主事	就学支援課主事補（併）健康推進課主事補	昇格
【任期付職員】			
いとう かよ 伊藤 佳代	教育総務課主事補	国保医療課主事補	任期更新 （任期：令和3年10月1日から6か月） フルタイム
はんざわ たえこ 半澤 妙子	教育総務課主事補		採用（一般事務職） 任期：令和3年10月1日から1年 フルタイム
【再任用職員】			
きたはら さとえ 北原 里江	子育て相談課保育士（併）教育支援課保育士	保育・幼稚園課保育士（勝瀬保育園）	兼務発令

令和3年10月1日付（転出）

氏名	新所属	旧所属	備考
【主事級】			
おがわ きょうへい 小川 恭平	職員課主事	教育総務課主事	
【主事補級】			
くすもと あやの 楠本 彩乃	職員課主事補	教育総務課主事補	

報告第21号

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和3年10月29日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

市立中学校の部活動団体が全国大会等に進んだ際にかかる経費に対する補助金上限額を拡充することで、保護者の負担軽減を図り、市立中学校の部活動団体の活動を支援するため、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正を行ったため

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱の一部改正について

1 概要

現在、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱に基づき、市内の中学校の部活動団体が関東大会以上の大会に参加する際に、上限を設定して補助金を交付しているが、さらに上位の全国大会等に進むと旅費や宿泊費等が増大するため、参加者の負担が大きい状況となっている。特に団体競技においては、自己負担が困難なために選手の参加が難しくなると、費用負担の問題から参加を断念するような事態となりえる。

このことから、全国大会参加時の補助金上限額を拡充し、保護者の負担を軽減することで、海老名市立中学校の部活動団体の活動を支援するため、標記要綱の一部改正を行ったので報告する。

2 改正内容

旧要綱では、関東大会以上への参加1件につき、「1人20,000円以内又は1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額を交付する」こととなっているところを、関東大会以上への参加のうち、全国大会の場合については、「1件につき1人50,000円以内又は1団体1,000,000円以内のいずれか少ない方の額を交付する」ものとする。

※全国大会以外の場合は、従来どおりの交付額とする。

1 件当たり補助額上限

旧要綱	
関東大会以上	1人当たり2万円と1団体25万円のどちらか少ない額



改正後	
全国大会	1人当たり5万円と1団体100万円のどちらか少ない額
全国大会以外の 関東大会以上	1人当たり2万円と1団体25万円のどちらか少ない額

※併せて、文言の軽微な修正を行った。

3 新旧対照表及び要綱

別紙のとおり

4 経過及びスケジュール

令和3年9月10日 政策会議 了承
9月28日 最高経営会議 決定
9月30日 補正予算議決
10月1日 施行
10月29日 定例教育委員会 報告

新（改正案）	旧（現行）
海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、関東大会等に部活動の選手を派遣する海老名市中学校部活動大会派遣事業に係る保護者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。 （補助対象事業） 第2条 補助の対象となる事業は、関東大会以上の大会（以下「関東大会等」という。）に出場登録された部活動の選手（以下「登録選手」という。）及び参加するために必要と認められる補助を行う同部活動の登録選手外の選手（以下「登録外選手」という。）が参加する事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。 （1） 出場させる関東大会等が地区大会（県央大会、北相地区大会等）、県大会又は関東大会の予選会を経ていること。 （2） 関東大会等が市外で開催されること。ただし、第4条第2号に規定する運搬費についてはこの限りではない。 （補助対象者） 第3条 補助対象者は、前条の要件を満たす事業を実施する海老名市中学校の部活動団体（以下「部活動団体」という。）とし、代表者は各中学校の顧問とする。 （補助金の額） 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、関東大会等のうち全国大会の場合は、1事業につき1人50,000円以内又は1事業につき1団体1,000,000円以内のいずれか少ない方の額、その他の場合は、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。 （1） 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とす	海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、関東大会等に部活動の選手を派遣する海老名市中学校部活動大会派遣事業に係る保護者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。 （補助対象事業） 第2条 補助の対象となる事業は、関東大会以上の大会（以下「関東大会等」という。）に出場登録された部活動の選手（以下「登録選手」という。）及び参加するために必要と認められる補助を行う同部活動の登録選手外の選手（以下「登録外選手」という。）の事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。 （1） 出場させる関東大会等が地区大会（県央大会、北相地区大会等）又は県大会の予選会を経ていること。 （2） 関東大会等が市外で開催されること。ただし、第4条に規定する運搬費についてはこの限りではない。 （補助対象者） 第3条 補助対象者は、第2条の要件を満たす事業を実施する海老名市中学校の部活動団体（以下「部活動団体」という。）とし、代表は各中学校の顧問とする。 （補助金の額） 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額とし、予算で定める額を限度とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。 （1） 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とす

る。 (2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往復運搬費とする。 (3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。 (4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策等により大会参加に特別な配慮が必要となる場合にかかる追加費用 以下(略)	る。 (2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往復運搬費とする。 (3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。 (4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策等により大会参加に特別な配慮が必要となる場合にかかる追加費用 以下(略)
--	--

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、関東大会等に部活動の選手を派遣する海老名市中学校部活動大会派遣事業に係る保護者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、関東大会以上の大会（以下「関東大会等」という。）に出場登録された部活動の選手（以下「登録選手」という。）及び参加するために必要と認められる補助を行う同部活動の登録選手外の選手（以下「登録外選手」という。）が参加する事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 出場させる関東大会等が地区大会（県央大会、北相地区大会等）、県大会又は関東大会の予選会を経ていること。
- (2) 関東大会等が市外で開催されること。ただし、第4条第2号に規定する運搬費についてはこの限りではない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条の要件を満たす事業を実施する海老名市中学校の部活動団体（以下「部活動団体」という。）とし、代表者は各中学校の顧問とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、関東大会等のうち全国大会の場合は、1事業につき1人50,000円以内又は1事業につき1団体1,000,000円以内のいずれか少ない方の額、そのほかの場合は、1事業につき1人20,000円以内又は1事業につき1団体250,000円以内のいずれか少ない方の額とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 交通費 登録選手及び登録外選手の移動に係る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの公共交通機関の往復運賃とする。
ただし、借上げバス等による移動の場合は、当該借上げバス等の借上げ料とする。
- (2) 運搬費 登録選手及び登録外選手が関東大会等に使用する物品等の運搬に係

る経費であって、登録選手が所属する中学校から関東大会等の開催地までの往復運搬費とする。

(3) 宿泊費 登録選手及び登録外選手の宿泊に係る経費であって、関東大会等に参加するために必要な食費を含めた宿泊費とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策等により大会参加に特別な配慮が必要となる場合にかかる追加費用

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする部活動団体の代表者(以下「申請者」という。)は、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、事業開始の3日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の通知書を受けたときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者速やかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付(変更・中止)申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、交付決定額の10%以内の変更で市長が認めたものは、変更交付申請は不要とする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承

認し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、補助事業者へ通知する。

（報告及び指示）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、20日以内に市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市中学校部活動大会派遣事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知する。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

《平成29年 7 月 1 日・制定》

《令和元年 9 月 6 日・一部改正》

《令和 2 年10月 1 日・一部改正》

《令和 3 年 7 月 1 日・一部改正》

《令和 3 年 7 月16日・一部改正》

議案第 39 号

令和 3 年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について

別紙のとおり、令和 3 年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について、議決を求める。

令和 3 年 10 月 29 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和 3 年度全国学力・学習状況調査結果について、公表を行うこと、また、その方法を定めたいため

令和3年度全国学力・学習状況調査結果の公表及びその方法について

1 趣旨

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てるため、令和3年5月27日（木）、小学校6年生及び中学校3年生に「全国学力・学習状況調査」を実施した。

海老名市においては、

- ①ひとりひとりの児童・生徒が、自分自身を改善する
- ②学校が指導の改善に生かす
- ③海老名市教育委員会が教育施策の改善に生かす
- ④保護者・市民に公表し、学習習慣や生活習慣の改善に向けて協力を得る

以上4点を目的として、全国学力・学習状況調査結果を公表したい。

併せて、公表内容及び方法について、以下のとおり定めたい。

2 公表内容及び方法

(1) 公表内容

- ・海老名市の結果
- ・各校の結果

(2) 公表方法

- ・全国学力・学習状況調査結果冊子を作成する。
- ・市結果説明会をオンデマンド配信する。【教職員対象】
- ・CHROMO 配信で各校の結果冊子を配付する。【実施学年保護者対象】
- ・海老名市ホームページで各校の結果冊子および市の結果冊子を公表する。【教職員・保護者・市民対象】
- ・市役所情報公開コーナーに市結果冊子を配架する。【市民対象】

3 今後のスケジュール

令和3年12月21日 市結果説明会

(12月28日まで動画視聴。アンケートで意見集約)

12月23日 定例教育委員会 公表内容（結果冊子）の決定

12月24日 実施学年の家庭に各校の結果冊子を一斉配付（CHROMO配信）
市のHPに各校の結果冊子および市結果冊子を公開

